

令和4年第10回議事録

黒石市農業委員会

議事録

- 1 開催日時 令和4年10月17日（金） 午前8時54分～午前9時12分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)
- | | | |
|---------|----------|----------|
| 会長 | 11番 木立康行 | |
| 会長職務代理者 | 10番 佐藤孝文 | |
| 委員 | 1番 佐藤陽介 | 2番 今隆俊 |
| | 3番 石澤孝知 | 4番 長内康之 |
| | 5番 木村功 | 6番 高橋英子 |
| | 7番 工藤勝彦 | 8番 大平成年 |
| | 9番 工藤元伸 | 12番 佐藤国雄 |
| | 13番 佐山秀夫 | |
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)
- | | | | |
|-------------|------|-------|------|
| ・浅瀬石・追子野木地区 | 佐藤仁 | ・黒石地区 | 高木一弥 |
| ・沖揚平・厚目内地区 | 森山栄治 | ・山形地区 | 山口貴佳 |
| ・六郷地区 | 加藤浩揮 | | |
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)
・中野地区 櫻庭太志
- 7 議事参与の制限委員 (0人)
- 8 付議案件
- | | |
|--------|---------------------------------|
| 報告第22号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 議案第42号 | 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第43号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第44号 | 農用地利用集積計画の決定について |

9 事務局職員 事務局長 中田憲人
事務局長補佐 工藤英樹
農政農地係長 福士博幸
主　　査 山田和晶
主任主事 齋藤伸恵

中田事務局長	<p>定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、櫻庭太志推進委員から欠席の連絡が入っております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>(開会のあいさつ)</p> <p>黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。</p>
職務代理者	<p>ご起立願います。</p> <p>私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。</p> <p>黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ただいまから、令和4年第10回黒石市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。</p> <p>次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。</p>
委 員	「議長一任」の声
議 長	<p>議長一任の声がありますので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名者には、5番木村功委員、6番高橋英子委員にお願いします。書記には事務局の工藤補佐にお願いします。</p> <p>なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。</p> <p>議案の審議に入る前に、報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告お願いします。</p>
齋藤主任主事	<p>報告第22号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和4年9月受理分は、相続が6件、総面積28, 385m²、田が8筆6, 765m²、平畑が6筆5, 808m²、樹園地が9筆15, 812m²となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	<p>質問がありませんので、以上で報告を終わります。</p> <p>それでは、議案第42号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>
齋藤主任主事	<p>議案第42号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>今回の申請は、所有権移転が3件です。</p> <p>(1) 所有権移転です。</p> <p>受付番号32番は、大字境松字村井の田、ほか4筆合計11, 638m²を贈与のため取得するものです。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号33番は、大字浅瀬石字松田の田、ほか4筆合計4, 051m²を経営規模拡大のため取得するものです。</p> <p>現況は平畑で、権利取得後はレタスの栽培が行われます。</p> <p>5ページに移ります。</p> <p>受付番号34番は、追子野木三丁目の畠、92m²を耕作便利のため取得するものです。</p> <p>現況は平畑で、権利取得後はマルメロの栽培が行われます。</p> <p>以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。</p> <p>今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、4番長内康之委員に報告をお願いします。</p>
長内康之委員	<p>今回申請があった農地について、去る10月6日、佐山秀夫委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、10月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び現地の状況説明を聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査結果を報告します。</p> <p>(1) 所有権移転です。</p> <p>受付番号32番は、贈与のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号33番は、経営規模拡大のための申請です。</p>

	<p>現況について、61番2から62番5は、一帯の土地利用がされており、一部にはアスパラ、かぼちゃ等やさいが栽培され、また、一部には、養殖池として利用されていました。</p> <p>権利取得後は、一帯でレタスの栽培を行うため、整備します。取得する全ての農地について耕作するとの確約書も提出されております。</p> <p>なお、譲受人は、建設業を営んでいましたが、今後は農業に切り替えていくとのことです。</p> <p>受付番号34番は、耕作便利のための申請です。</p> <p>現況は平畑で、権利取得後は、マルメロの栽培が行われます。</p> <p>今回申請があった3件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第42号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第43号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
福士係長	<p>議案第43号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。</p> <p>内容について、別紙7ページから説明いたします。</p> <p>受付番号12番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は青山、登記地目は田、現況地目は田、面積は、2, 484m²、資材置場用地として利用したいとのことです。</p> <p>農地区分は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続に該当するため、問題ないものと思われます。</p> <p>受付番号13番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、春日町、登記地目は田、現況は不耕作地、面積は348m²、住宅建築用地として取得し、利用したいとのことです。</p> <p>農地区分は、第三種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。</p> <p>受付番号14番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、末広、登記地目は田、現況地目は畠で、面積は1, 956m²、宅地分譲用地として取得し、利用したいとのことです。</p>

	<p>農地区分は、第三種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。</p> <p>なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。</p>
議長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、4番長内康之委員に報告をお願いします。</p>
長内康之委員	<p>今回、5条申請があつた土地について、去る10月6日、佐山秀夫委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、10月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。</p> <p>受付番号12番は、資材置場用地として利用するための申請です。</p> <p>場所は、黒石東小学校から北東へ約150mに位置しており、周辺の状況は、東側は道路及び宅地、西側は宅地及び農地、北側、南側は農地となっております。</p> <p>申請の理由について聞き取りしたところ、事業規模拡大しているところ、足場組立資材等の資材置場が不足してきたとのことです。</p> <p>事務所の隣地で土地取得交渉をしていたところ、ようやく売買することに至ったとのことです。</p> <p>資材置場として利用するにあたり、周囲にL型擁壁を設置し盛土整形し、土砂流出の防止を図ることです。</p> <p>雨水排水は地下浸透させ、隣接する側溝に放流することです。</p> <p>周辺農地への影響はないものと思われます。</p> <p>受付番号13番は、一般住宅建築用地として利用するための申請です。</p> <p>場所は、認定こども園美しの森から北東側へ約160mに位置しており、周辺の状況は、東側、西側は、道路及び宅地、北側、南側は宅地となっております。</p> <p>申請の理由について聞き取りしたところ、申請人は、現在居住する借家が、子供の成長とともに手狭になったことから解消し、新築移転するため申請したことです。</p> <p>雨水排水は、地下浸透及び周辺の側溝に放流できるようにします。</p> <p>また、隣接地に土砂流出しないよう盛土整形することです。</p> <p>隣地への影響はないものと思われます。</p> <p>受付番号14番は、宅地分譲用地として利用するための申請です。</p> <p>場所は、美郷こども園から南側に70m、中郷小・中学校から東側へ約390mに位置しており、周辺の状況は、東側隣地は農地、西側は道路を挟んで農地、北側は宅地、南側は道路を挟んで宅地となっており、周辺は宅地化が進んでいる地域です。</p> <p>申請の理由について聞き取りしたところ、こども園や小・中学校が近く、住宅需要があることから、この土地を選定したことです。</p> <p>土地造成は、周囲にL型擁壁を設置し、土砂流出の防止を図ることです。</p> <p>雨水排水は道路側溝に放流し、生活雑排水は下水道へ放流することです。</p>

	<p>よって、周辺農地への影響はないものと思われます。</p> <p>以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び、申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	<p>ご異議がありませんので、議案第43号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第44号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>
山田主査	<p>議案第44号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>今回の申請は、使用貸借権が3件、賃借権設定が1件です。</p> <p>別紙、9ページから説明します。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号2、3、4番に関しては、記載の農事組合法人へ農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。</p> <p>受付番号2番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、495m²です。</p> <p>受付番号3番は、大字花巻字村家岸の田、161m²です。</p> <p>受付番号4番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、2,071m²です。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号83番は、大字竹鼻字北野田の田、7,472m²を5年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。</p> <p>以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第44号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第10回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時12分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年10月17日

議 長 永立 康行

議事録署名者 木村 功

議事録署名者 高橋 夾子